

福島県生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

平成8年福島県条例第31号

第三章 大気の保全に関する規制等

(改善命令等)

第21条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙濃度が排出口においてその設置するばい煙指定施設に係るばい煙排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙指定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2～4 (略)

(ばい煙等の濃度の測定)

第22条 ばい煙排出者又は特定粉じん排出者は、規則で定めるところにより、その設置するばい煙指定施設に係るばい煙濃度又はその設置する工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(事故時の措置)

第23条 ばい煙指定施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（以下「特定化学物質」という。）を発生する施設（ばい煙指定施設を除く。以下「特定化学物質発生施設」という。）を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙指定施設又は特定化学物質発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定化学物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条第1項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 知事は、第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四章 水環境の保全に関する規制等

(改善命令等)

第38条 知事は、指定事業場排水水を排出する者が、その汚染状態が排水指定事業場の排水口において排水指定事業場排水基準に適合しない指定事業場排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて排水指定施設の構造若しくは使

用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は排水指定施設の使用若しくは指定事業場排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 (略)

(指定事業場排出水の汚染状態の測定等)

第39条 指定事業場排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該指定事業場排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 指定事業場排出水を排出する者は、当該指定事業場排出水を排出する公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、排水指定事業場の排水口の位置その他の指定事業場排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

(事故時の措置)

第40条 排水指定事業場の設置者は、当該排水指定事業場において、排水指定施設の破損その他の事故が発生し、汚水等が当該排水指定事業場から公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き当該汚水等の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、排水指定事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(事故時の措置)

第54条 排水指定事業場の設置者は、当該排水指定事業場において、排水指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、排水指定事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 前2項の規定は、特定事業場について準用する。この場合において、第1項中「排水指定施設」とあるのは「排水指定施設又は特定施設」と、「有害物質」とあるのは「法定外有害物質」と読み替えるものとする。

第八章 罰則

第104条 次の各号の1に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

一 第13条第2項、第14条第1項から第3項まで、第15条第2項、第31条第1項（第41条第1項及び第44条において準用する場合を含む。）又は第55条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第17条第1項若しくは第2項又は第34条第1項（第41条第1項及び第46条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第88条第2項の規定による命令に違反した者

四 第97条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（同条第1項第6号から第9号までに掲げる者を除く。）